

大学発新産業創出拠点プロジェクト（事業プロモーター支援型）  
補助事業者の選考に係る審査実施要綱

平成24年2月23日制定  
平成25年2月25日改訂  
大学発新産業創出拠点  
推 進 委 員 会

「大学発新産業創出拠点プロジェクト（事業プロモーター支援型）」の採択に当たっての審査は、この審査実施要綱に基づくものとする。

## 1. 審査方針

大学発新産業創出拠点推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、大学発新産業創出拠点プロジェクト（事業プロモーター支援型）における機関からの申請に基づき、「3. 審査の観点」に留意しつつ、審査を行う。

## 2. 審査について

### (1) 審査の方法

本プロジェクトの審査は、「第1次審査（書面審査）」及び「第2次審査（ヒアリング審査）」の2段階により実施する。

#### ① 第1次審査（書面審査）

提出された提案書類を基に書面審査を行い、第2次審査（ヒアリング審査）対象機関を選定する。

##### ①-1 個別評価

- ・ 締切日までに応募のあった各提案について、各委員に対し、事務局より応募書類一式を送付する。
- ・ 委員は、委員会の開催前までに、事務局より送付された各応募について、「3. 審査の観点」に基づき、評点とコメントを個別評価書（別途作成）に記載する。

##### ①-2 総合評価及びヒアリング対象機関の選定

- ・ 事務局は、各委員が作成した評価書に基づいて、評点の結果を集計するとともに、委員からのコメントをまとめ、総合評価書を作成する。

- ・ 委員会にて、総合評価書、個別評価書及び応募書類の内容等をもとに、ヒアリング審査を行う機関を選定する。また、ヒアリング対象としない機関については、不採択の理由についても確認する。
- ・ ヒアリング対象となった提案については、事務局よりヒアリングの日時・場所とともに、ヒアリングを行う旨の通知を行う。

## ② 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査の結果を踏まえ、委員会においてヒアリング審査を行い、対象機関を選定する。

### ②-1 総合評価書の作成及びヒアリング対象機関の選定

- ・ 事務局は、ヒアリング実施の通知を行う。
- ・ 委員会は、ヒアリング対象機関の代表事業プロモーター候補者等からヒアリングを実施する。
- ・ ヒアリング対象機関が、応募書類以外でヒアリングに使用する資料については、事前に事務局に提出するものとする。
- ・ ヒアリング資料については、事前に、委員会委員にその一式を送付する。
- ・ 委員は、「3. 審査の観点」に基づき、ヒアリング評価書（別途作成）に評価結果を記入する。
- ・ 事務局は、全ヒアリング審査終了後に、ヒアリング評価書の内容を取りまとめる。

### ②-2 採択対象機関の選定

- ・ 委員会は、ヒアリングの評価結果を踏まえた審議を経て、採択すべき機関を決定する。また、不採択となった提案については、不採択の理由について確認する。

## (2) 利益相反

「大学発新産業創出拠点推進委員会の設置について」（平成24年2月21日 文部科学省科学技術・学術政策局）の別紙にある「「大学発新産業創出拠点プロジェクト（事業プロモーター支援型）」の審査・選考に関する利益相反の考え方」に基づき、審査・選考を実施する。

## 3. 審査の観点

大学発新産業創出拠点プロジェクト（事業プロモーター支援型）は、提

案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、補助事業実施の意義、これまでの取組の実績及び今後の方針等を踏まえた補助事業の実施可能性等について評価を行う。

(※印：必要条件ではないが、有していることが望ましく、その観点から評価を行う事項)

(1) 総合評価について

- ・総合的に判断して、提案のあった事業プロモーターユニット候補及びその事業育成モデルが、大学・独立行政法人等と連携し、大学・独立行政法人等の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットのための大学発日本型イノベーションモデルの構築に貢献するものであるか。
- ・他の事業プロモーター候補と比較し、本事業の成果を最大化するために他に代替する候補がおらず、本事業において、極めて重要な役割を果たしうるか。

(2) 事業プロモーターユニット

(2-a) 代表事業プロモーターの実績・資質が高いか。

- ・本事業遂行の責任者としてリーダーシップを発揮すべく、明確で優れたビジョン及び戦略を有しているか。
- ・シード・アーリー段階からハンズオンの実施による事業化支援等により、新規株式公開（IPO）や合併・吸収（M&A）を実現する等、事業育成に関する資質及び十分な実績を有しているか。
- ・ファンドの組成やその運用等に関する資質及び十分な実績を有しているか。
- ・本事業に積極的に関与し、実質的活動や、重要な意思決定を行うことができるか。
- ・ユニットの「顔」として、国内外の多様な人材等のネットワークを有し、グローバル市場を見据えた新規事業・新規マーケットの開拓について重要な役目を果たす能力を持っているか。

(2-b) 事業プロモーターメンバーの実績・資質が高いか。

- ・シード・アーリー段階からのハンズオン等の実施による事業化支援等により、新規株式公開（IPO）や合併・吸収（M&A）を実現する等、事業育成に関する資質及び実績を有しているか。

- ・ 事業プロモーターユニットのメンバーが、実施機関のこれまでの実績や強みを生かしたチーム構成となっているか。
- ・ 代表事業プロモーターのマネジメントのもと関係者と一体となって大学発日本型イノベーションモデルの構築に向けて熱意をもって取り組むことができるか。

(2-c) コスト負担等積極的であるとともに、積極的な事業実施体制となっているか <※>

- ・ 本事業の目的の達成のため、ユニット内で適切な役割分担がなされているか。
- ・ 事業プロモーターユニットが労働コスト等を積極的に負担しつつ、事業に取り組む計画となっているか。

(2-d) 事業化に資する質の高いネットワークを持っているか。

- ・ 事業化の過程で必要な企業等とのパートナーリングや、起業家等のリクルーティング、グローバルなニーズ把握やプロジェクトへの資金供給等に必要な質の高いネットワークを有しており、それを本事業において有効に活用できるか。

(2-e) シード・アーリー段階での事業育成実績があるか。 <※>

- ・ 不確定要素の多いシード・アーリー段階での事業育成に関する豊富な実績やグローバル市場を見据えたシーズ育成の経験等を有しており、その経験・知見を本事業にいかすことができるか。

(2-f) 人材育成を考慮し、人材育成に取り組む体制であるか。 <※>

- ・ 事業プロモーターユニットが、ユニットとして人材育成の視点を取り入れた体制を構築し、大学・独立行政法人等の研究成果の社会還元を実現しつつ具体的な人材育成計画を実施しようとしているか。
- ・ ユニットメンバーが、本事業の活動を通じて自身のキャリアパスを実現するための具体的な目標を有しているか。

(3) 事業育成モデル

(3-a) 分野・地域の独自性・優位性を有しているか。 <※>

- ・ 対象分野が日本の技術の独自性及び優位性を十分いかせるものであるか。
- ・ 一極集中の打破に資する地方の優れた技術シーズを育てる上で必

要な、特定の地域に関する強み等を有し、当該地域に存在する潜在的技術の発掘や事業育成を行う等、事業育成等の難しい地域に関する独自性や優位性を持っているか。

(3-b) 目標設定の妥当性や、基本方針・事業育成戦略及び計画に関し、妥当性や独創性を有しているか。

- ・ 事業育成モデルに基づく目標設定は、既存企業等ではリスクが高い大学・独立行政法人等の技術でグローバル市場を目指すとした本事業の趣旨を考慮した上で妥当性があるか。
- ・ 事業育成に関する基本方針、事業育成戦略が明確で優れたものとなっているか。
- ・ 活動計画は妥当性があり、目標を達成するために必要かつ十分なものとなっているか。
- ・ プロジェクトの年間予定件数や資金計画は適切か。
- ・ 実施機関のこれまでのトラックレコードを生かし、最適な資金や労力で最大限の効果が上がる事業計画となっているか。 など

(3-c) 事業プロモーターユニットが実施する事業育成モデルに優位性があるか。

- ・ グローバル市場への展開、知財戦略構築等に関する優位性や、インキュベーションインフラ、多様な人材ネットワークの活用、社内外の他部門、アライアンス候補となりうる事業会社等との連携等による優位性があるか。
- ・ グローバル市場を前提とした国際的ネットワーク及び国際的活動実績を有しているか。

(3-d) 民間資金の呼び込みが期待できる戦略・計画であるか。

- ・ 事業プロモーターユニットが、本事業から、リスクマネー等につないでいく上で優位性があるか。
- ・ リスクマネー等を誘引するための具体的かつ実現可能性のある戦略・計画を有しているか。
- ・ 本事業で設立しようとするベンチャー企業等に対して投資を検討できる具体的な投資機関または自ら投資を実施できるファンドの組成等が想定されているか。

(4) 大学・独立行政法人等との連携

(4-a) 大学・独立行政法人等との良好な関係が構築できる能力を有しているか。

- ・ 大学・独立行政法人等とともに事業実施体制を構築し、適切に事業を実施することができるか。
- ・ 実施機関がこれまでに大学・独立行政法人等の技術シーズの事業化に関わった等、連携実績が豊富であるか。
- ・ 大学・独立行政法人等の教育・研究活動の理念を十分に理解したうえで、大学・独立行政法人等の自主性を担保しつつ、良好な関係を構築できるか。

(5) 連携機関のコミットメント

(5-a) 代表・共同実施機関等のポテンシャルや実績が高く、事業プロモーターユニットに対する支援体制ができているか。

- ・ 代表・共同実施機関が、ベンチャー起業等を通じた新産業の創出、新規マーケットの開拓に関する多くの実績を有し、経験・知見が蓄積され、その経験・知見を踏まえた本事業への貢献が期待できるか。
- ・ 実施機関として、事業プロモーターユニットを支援する体制が構築されているか。
- ・ 実施機関もしくは連携機関等が、起業家や技術の専門家等の人的ネットワーク、国際市場を見据えた販路・市場の開拓等の優位性を持ち、事業プロモーターユニットが、その実施機関の機能を活用することができるか。

(6) その他（提案の優位性及び提案実現可能性）

(6-a) 事業プロモーターユニットが、事業育成モデルを通じて、本事業の目的を遂行できる能力・体制を有しているか。

- ・ 事業育成モデルを通じて目標を達成できる体制であるか。
- ・ 育成する技術シーズの分野の特性を把握したうえで、起業後の最適な出口（IPO・M&A等）につなげるイメージを有しているか。

(6-b) 提案全体の中で特筆すべき優位性を持っているか。〈※〉

- ・ 事業プロモーターユニットの資質等に関し、他のユニットにはない特筆すべき優位性を持ち、その優位性を発揮することにより、固定概念を打破できる可能性を有しているか。
- ・ 事業育成モデルが特筆すべき優位性を持ち、他の機関の活動モデルとなりうる先導的なものであるか。

## 4. その他

### (1) 守秘の徹底

- ・ 審査は非公開とする。
- ・ 各委員は、審査の過程で知ることのできた次に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
  - a. 提案書類の他、審査にかかわる資料及びその内容（採択されたもののうち、機関が情報提供に同意したものを除く）
  - b. 審査において、ヒアリング対象となっているかどうかに関する情報（提案機関に通知するまでの期間）
  - c. 各委員の発言内容、各委員が行う評価の評点及びその集計結果
  - d. 審査の結果
  - e. その他非公開とされている情報

### (2) 審査結果の開示

文部科学省は、推進委員会における審査結果をもとに、採択機関を決定し、各委員の提案書類に対する審査結果が特定されないように配慮したうえで、提案機関へ採否結果及びその理由を通知すると同時に、文部科学省ホームページの掲載等により、採択機関を公開する。

・ 不採択の提案については、申請機関に対し、各審査委員の審査結果が特定されないように配慮した上で、その理由を付して結果を通知する。